

科目名	政策法務特殊講義Ⅱ		
担当教員	三好規正	科目区分	選択必修科目
開講区分	後期	単位数	2単位
曜日時限	火曜・1時限	開講年次	1年
到達目標	政策法務特殊講義Ⅰの基礎の上に、現行法令のしくみや法運用に当たっての実務上の問題点などを理解し、政策を法的にどのように仕組みれば合憲か、既存法体系と整合するか、といった点について専門的に考察し、具体的な条例の制度設計や訴訟実務についての実践的な知識を身につけることを目標とする。		
授業概要	憲法92条が保障する地方自治の本旨を第一線の自治体において実現するために必要となるのが自治体政策法務である。自治体独自の政策を実現するために必要となる法務は、条例の制定（Plan）、法律の執行（Do）、法務の評価（See）の各マネジメントサイクルによって行われている。本講義では、自治体独自の法である条例に焦点をあて、立法事実を踏まえた分権的法解釈のあり方、適切な行政手法の選択と法執行体制の構築などの課題について、多面的に考察するとともに、争訟法務について、行政事件訴訟法と行政不服審査法の規定を概観し、自治体が当事者となる各種訴訟への対応、評価・争訟法務の今後の展望などについて検討する。		
授業計画			
回数	内容		
第1回	イントロダクション		
第2回	自治体の法解釈自治権		
第3回	許認可行政と審査基準・処分基準		
第4回	自治体における法執行の現状と課題		
第5回	地域社会の合意形成と政策法務		
第6回	行政事件訴訟法と訴訟法務		
第7回	改正行政不服審査法と実務		
第8回	憲法と条例		
第9回	分権時代の条例制定権の現状と課題		
第10回	法令の規律密度と自治立法		
第11回	条例と立法事実		
第12回	条例制定過程の現状と課題		
第13回	議会と政策法務		
第14回	まちづくり条例		
第15回	自治体政策法務の推進体制と人材育成		
準備学習等 （課題・予習・復習・調査等）	受講者全員が、あらかじめテキスト又は指定された論文の割当箇所を読んで考察を行う。各回の報告担当者は、レジュメに要点をまとめて報告し、全員で討議を行う。講義は、双方向型で、質疑応答を中心に進める。		
評価方法・基準 ・講評の方法	授業時における質疑応答（50%）、レポート（50%）により総合的に評価する。講評については、メールで個別に対応する。詳細については、授業で連絡する。		
テキスト・参考書	北村喜宣・山口道昭・出石 稔・磯崎初仁『自治体政策法務』有斐閣、2011年、4,000円（税別） その他、適時、関連論文や資料等を配布する。		
前年度の授業を ふまえた今年度 の授業方針	議員や自治体職員の実務にとって有用な知識・技能を段階的に習得していけるよう配慮していきたい。		
学生への メッセージ	自治体独自の政策法務を展開するための専門知識を習得したいと思う皆さん、ふるって受講してください。		
授業に参考と なるサイト	総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/ 法令データ提供システム http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ その他各都道府県、市町村のホームページの「例規」のサイト		

関連する画像	
その他・備考	